

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

1. 新株予約権等の状況
2. 業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表

計算書類

5. 株主資本等変動計算書
6. 個別注記表

株式会社メルカリ

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://about.mercari.com/>）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

事業報告

1. 新株予約権等の状況

(1) 新株予約権の状況 (2019年6月30日現在)

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第5回新株予約権 (2014年8月20日)	20,500個	普通株式 205,000株	無償	20円	2016年8月21日 ～2024年8月19日
第8回新株予約権 (2014年12月22日)	120,000個	普通株式 1,200,000株	無償	20円	2016年12月23日 ～2024年8月19日
第9回新株予約権 (2014年12月22日)	21個	普通株式 210株	無償	20円	2014年12月22日 ～2024年12月22日
第10回新株予約権 (2015年2月14日)	11,250個	普通株式 112,500株	無償	20円	2017年2月15日 ～2024年8月19日
第11回新株予約権 (2015年2月14日)	5,000個	普通株式 50,000株	無償	20円	2017年2月15日 ～2024年8月19日
第12回新株予約権 (2015年6月27日)	32,500個	普通株式 325,000株	無償	20円	2017年6月28日 ～2025年6月26日
第13回新株予約権 (2015年6月27日)	5,386個	普通株式 53,860株	無償	20円	2015年6月27日 ～2025年6月27日
第14回新株予約権 (2015年8月22日)	18,100個	普通株式 181,000株	無償	20円	2017年8月23日 ～2025年8月21日
第15回新株予約権 (2015年8月22日)	2,500個	普通株式 25,000株	無償	20円	2017年8月23日 ～2024年8月19日
第16回新株予約権 (2015年11月28日)	21,000個	普通株式 210,000株	無償	24円	2017年11月29日 ～2025年11月27日
第18回新株予約権 (2016年2月13日)	9,180個	普通株式 91,800株	無償	102円	2018年2月14日 ～2026年2月12日
第20回新株予約権 (2016年2月13日)	396個	普通株式 3,960株	無償	102円	2016年2月13日 ～2026年2月13日
第21回新株予約権 (2016年6月25日)	80,000個	普通株式 800,000株	無償	102円	2018年6月26日 ～2026年2月12日
第22回新株予約権 (2016年6月25日)	33,804個	普通株式 338,040株	無償	102円	2018年6月26日 ～2026年2月12日
第24回新株予約権 (2016年6月25日)	4,000個	普通株式 40,000株	無償	102円	2018年6月26日 ～2026年2月12日
第25回新株予約権 (2016年8月31日)	9,100個	普通株式 91,000株	無償	332円	2018年9月1日 ～2026年8月30日
第26回新株予約権 (2016年8月31日)	13,850個	普通株式 138,500株	無償	332円	2018年9月1日 ～2026年8月30日
第27回新株予約権 (2016年8月31日)	6,500個	普通株式 65,000株	無償	332円	2016年8月31日 ～2026年8月31日

名称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	1 個当たり 払込金額	1 株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第28回新株予約権 (2016年12月14日)	1,100個	普通株式 11,000株	無償	332円	2018年12月15日 ～2026年8月30日
第29回新株予約権 (2016年12月14日)	8,200個	普通株式 82,000株	無償	332円	2018年12月15日 ～2026年8月30日
第30回新株予約権 (2017年2月24日)	15,697個	普通株式 156,970株	無償	353円	2019年2月25日 ～2027年2月23日
第31回新株予約権 (2017年2月24日)	6,249個	普通株式 62,490株	無償	353円	2019年2月25日 ～2027年2月23日
第32回新株予約権 (2017年2月24日)	11,040個	普通株式 110,400株	無償	353円	2017年2月24日 ～2027年2月24日
第33回新株予約権 (2017年3月11日)	4,000個	普通株式 40,000株	無償	353円	2019年3月12日 ～2027年2月23日
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	288,960個	普通株式 2,889,600株	無償	353円	2019年6月24日 ～2027年2月23日
第35回新株予約権 (2017年6月23日)	177,750個	普通株式 1,777,500株	無償	353円	2019年6月24日 ～2027年2月23日
第36回新株予約権 (2017年6月23日)	172,047個	普通株式 1,720,470株	無償	353円	2017年6月23日 ～2027年6月23日
第37回新株予約権 (2017年6月23日)	1,450個	普通株式 14,500株	無償	353円	2019年6月24日 ～2027年2月23日
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	1,302,000個	普通株式 1,302,000株	無償	3,000円	2019年11月30日 ～2027年11月28日
第39回新株予約権 (2018年3月13日)	27,500個	普通株式 27,500株	無償	3,000円	2020年3月14日 ～2028年3月12日
合計	2,409,080個	普通株式 12,125,300株	—	—	—

(2) 当社取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2019年6月30日現在)

① 取締役 (社外取締役を除く) の新株予約権の保有状況

名称 (発行日)	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第5回新株予約権 (2014年8月20日)	1名	20,000個	普通株式 200,000株
第8回新株予約権 (2014年12月22日)	2名	120,000個	普通株式 1,200,000株
第14回新株予約権 (2015年8月22日)	1名	10,000個	普通株式 100,000株
第21回新株予約権 (2016年6月25日)	2名	80,000個	普通株式 800,000株
第22回新株予約権 (2016年6月25日)	1名	11,373個	普通株式 113,730株
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	2名	180,000個	普通株式 1,800,000株
第35回新株予約権 (2017年6月23日)	1名	70,000個	普通株式 700,000株
第36回新株予約権 (2017年6月23日)	1名	150,591個	普通株式 1,505,910株
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	1名	1,000,000個	普通株式 1,000,000株

(注) 1. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第5回、第8回、第14回、第21回、第22回、第34回、第35回、第36回及び第38回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 監査役の新株予約権の保有状況

名称（発行日）	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数
第11回新株予約権 (2015年2月14日)	1名	5,000個	普通株式 50,000株
第15回新株予約権 (2015年8月22日)	1名	2,500個	普通株式 25,000株
第18回新株予約権 (2016年2月13日)	1名	600個	普通株式 6,000株
第25回新株予約権 (2016年8月31日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第30回新株予約権 (2017年2月24日)	1名	150個	普通株式 1,500株
第34回新株予約権 (2017年6月23日)	1名	300個	普通株式 3,000株
第38回新株予約権 (2017年11月29日)	1名	750個	普通株式 750株

(注) 1. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第11回、第15回、第18回、第25回、第30回、第34回及び第38回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等（当社役員を除く）に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識を持って、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行います。
- b. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
- d. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査します。
- e. 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「公益通報制度」という。）を構築します。
- f. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理します。
- b. 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識したうえで、諸リスクの把握、評価及び管理に努めます。
- b. 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制の構築を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催します。
- b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行します。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務権限規程及び稟議規程を制定します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立します。
- b. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営します。
- c. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営します。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めます。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じます。

- a. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保します。
- b. 上記③の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- c. 子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行します。

- d. 当社の内部監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役役に報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができることとします。
- b. 監査役の補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集します。
- c. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとします。
- d. 監査役の補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができることとします。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができることとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告を行います。
- b. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告します。

⑨ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- a. 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- b. 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告します。
- c. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができることとします。

⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生じる費用を請求した場合は速やかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当の役員に事前に通知するものとします。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
- b. 監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行います。
- c. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができます。
- d. 監査役は、定期的に内部監査室と意見交換を行い、連携の強化を図ります。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行います。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化している。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消いたします。
- b. リスク・コンプライアンスグループを反社会的勢力排除の責任部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行います。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。当事業年度、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍しました。

② 内部監査の実施

当事業年度、内部監査グループは内部監査計画に基づき、法令順守状況について業務監査を実施するとともに、当社の本社オフィス、仙台オフィス、福岡オフィス、日本子会社、米国子会社の内部監査を実施し、代表取締役に報告を行いました。

③ 監査役の職務執行

監査役会を13回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査グループと連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

連結計算書類

3. 連結株主資本等変動計算書 (2018年7月1日から2019年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	34,803	34,783	△15,288	－	54,298
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5,306	5,306			10,612
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△13,764		△13,764
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0			0
連結範囲の変動			△44		△44
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	5,306	5,306	△13,809	△0	△3,196
当期末残高	40,110	40,089	△29,097	△0	51,102

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	123	123	54,422
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			10,612
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△13,764
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
連結範囲の変動			△44
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△289	△289	△289
連結会計年度中の変動額合計	△289	△289	△3,485
当期末残高	△165	△165	50,936

4. 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 5社
連結子会社の名称
Mercari, Inc.
株式会社ソウゾウ
Merpay Ltd.
株式会社メルペイ
マイケル株式会社

株式会社メルペイコネクトは、新規設立に伴い当連結会計年度より連結子会社となった後、当社の連結子会社である株式会社メルペイに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

マイケル株式会社は株式交換による完全子会社化に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

Mercari Europe Ltd.は清算手続き開始のため、当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

二. 事業整理損失引当金

連結子会社の事業整理に伴う損失に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

ホ. 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

ハ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

二. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「繰延税金資産」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「繰延税金資産」は627百万円であります。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「預け金」は786百万円であります。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」として一括掲記しておりました「のれん」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「のれん」は119百万円であります。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「差入保証金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「差入保証金」は598百万円であります。

当社は当連結会計年度より、従来「未払金」として計上していたユーザに対する債務の一部を「預り金」として計上しております。これは「メルペイ」のサービス開始により、ユーザが当社グループに対して有している債権の使用用途が多様化したことに伴い、当社グループにとって預り金としての性質が高まったため、ユーザに対する債務を一体として預り金に表示する方が当社グループの事業活動の実態をより適切に表すものと判断し、変更を行うものであります。この表示方法の変更を反映させるために、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っております。

なお、前連結会計年度の「未払金」に含めて表示していた「預り金」は21,507百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 903百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 150,755,347株
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 7,074,270株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金及び金融機関からの借入で賄っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

預け金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、残高管理を行うことでリスクの低減に努めております。

有価証券は、資金管理規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく法務局への供託金であり、信用リスクは僅少であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	125,578	125,578	－
② 有価証券	5,196	5,196	－
③ 売掛金	1,341		
④ 未収入金	14,176		
貸倒引当金 (注1)	△1,083		
	14,433	14,433	－
⑤ 預け金	5,383	5,383	－
資産計	150,591	150,591	－
⑥ 未払金	7,281	7,281	－
⑦ 未払費用	1,081	1,081	－
⑧ 未払法人税等	1,687	1,687	－
⑨ 預り金	45,818	45,818	－
⑩ 長期借入金 (注2)	52,709	52,710	0
負債計	108,578	108,579	0

(注) 1. 売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- ①現金及び預金、②有価証券、③売掛金、④未収入金、⑤預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- ⑥未払金、⑦未払費用、⑧未払法人税等、⑨預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑩長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	533
敷金	2,020
差入保証金	4,526

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

6. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 337円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失（△） | △94円98銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

（取得による企業結合）

当社は、2019年7月30日付の取締役会において、日本製鉄株式会社より株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの発行済株式61.6%を取得することを決議し、日本製鉄株式会社と株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

- | | |
|----------|--|
| 被取得企業の名称 | 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー |
| 事業の内容 | イ. プロサッカー球団鹿島アントラーズの運営
ロ. サッカー競技及びその他のスポーツ競技会等各種催し物の企画・運営
ハ. サッカー競技場等のスポーツ施設の運営等 |

② 企業結合を行う主な理由

鹿島アントラーズは1991年10月、日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）参加球団のひとつとして、住友金属サッカー団を母体とし、鹿行地域をホームタウンとするチームとして発足しました。これまで国内三大タイトル（Ｊ１リーグ、Ｊリーグカップ、天皇杯全日本サッカー選手権大会）において最多優勝回数を誇り、2018年にはアジアでのナンバー１クラブを決めるAFCチャンピオンズリーグで優勝するなど、日本だけでなくアジアを代表するサッカークラブです。

当社は「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションとして、スマートフォン上で不要品を簡単に売買することができるフリマアプリ「メルカリ」を日本及び米国で提供しております。また、2019年2月よりスマホ決済サービス「メルペイ」のサービス提供も開始しました。

当社は鹿島アントラーズが日本から世界のトップを目指す姿勢に共感し、2017年よりスポンサーとして応援して参りましたが、このたび、当社と鹿島アントラーズとの関係をより強固にすべく、鹿島アントラーズが当社グループに参画することについて合意するに至りました。今後は、鹿島アントラーズの独立したクラブ運営を尊重しながら、当社が持つ経営ノウハウを活用し、ファンやサポーターのみなさまに愛され、世界に挑む鹿島アントラーズの

更なる発展をアントラースファミリーとしてサポートして参ります。また、当社としても鹿島アントラースの強いブランド力によって、当社のブランド価値の向上と、当社が運営する「メルカリ」及び「メルペイ」の更なる顧客層拡大につなげて参ります。また、当社は鹿島アントラース及び鹿島アントラースのホームタウンである鹿行地域と一体となり、地域社会・スポーツ事業の振興に貢献し、すべてのアントラースファミリーのみなさまに愛されることを目指します。

加えて、当社は株式会社鹿島アントラース・エフ・シーの株主として、Jリーグ規約をはじめとするJリーグの諸規定及び公益財団法人日本サッカー協会が定める諸規定を遵守し、またJリーグが掲げる理念、活動方針及びJリーグ百年構想の推進のためクラブへの支援を継続して参ります。

③ 企業結合日

2019年8月30日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社鹿島アントラース・エフ・シー

⑥ 取得する議決権比率

61.6%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,588百万円（概算額）
取得原価		1,588百万円（概算額）

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 9百万円（概算額）

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) 支払資金の調達及び支払方法

自己資金により充当

(7) 取得原価の配分

識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。

計算書類

5. 株主資本等変動計算書 (2018年7月1日から2019年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	34,803	34,783	－	34,783	△14,910	△14,910
当期変動額						
新株の発行	5,306	5,306		5,306		
当期純損失 (△)					△5,046	△5,046
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
当期変動額合計	5,306	5,306	0	5,306	△5,046	△5,046
当期末残高	40,110	40,089	0	40,089	△19,957	△19,957

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当期首残高	－	54,676	54,676
当期変動額			
新株の発行		10,612	10,612
当期純損失 (△)		△5,046	△5,046
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分		0	0
当期変動額合計	△0	5,566	5,566
当期末残高	△0	60,242	60,242

6. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（貸借対照表）

前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。

なお、前事業年度の「敷金」は1,123百万円であります。

（損益計算書）

前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。

なお、前事業年度の「為替差損」は4百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却費 737百万円

(2) 保証債務

以下の会社の金融機関との履行保証金保全契約等に基づき、下記を保証極度額とした債務保証を行っております。

株式会社メルペイ 5,000百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 15,009百万円

短期金銭債務 2,984百万円

長期金銭債権 170百万円

(4) 偶発債務

米国子会社に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 128百万円

営業費用 2,486百万円

営業取引以外の取引による取引高 38百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 2株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	161百万円
未払費用	196
減価償却超価額	153
関係会社株式評価損	9,332
投資有価証券評価損	179
賞与引当金	133
株式報酬引当金	277
ポイント引当金	128
その他	67
繰延税金資産小計	10,631
評価性引当額	△8,806
繰延税金資産合計	1,825
繰延税金資産の純額	1,825

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Mercari, Inc.	所有 直接100.0%	役員の兼任	出資 (注4)	8,988	—	—
子会社	株式会社メルペイ	所有 直接100.0%	業務の委託 役員の兼任	業務の委託 (注2)	2,350	未払金	1,497
				資金の貸付 (注3)	4,200	短期貸付金	4,200
				出資 (注4)	10,800	—	—
				債務保証 (注5)	5,000	—	—
				債務保証 (注6)	—	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

4. 出資の引受については、当社が全額引き受けたものであります。

5. 債務保証については、主に同社の資金決済法に基づく金融機関との履行保証金保全契約に対するものであり、保証極度額を記載しております。なお、保証料は受領していません。

6. 債務保証については、同社の取引先への営業債務に対するものであります。なお、保証料は受領していません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小泉 文明	(被所有) 直接0.83%	当社取締役社長	新株予約権の 行使 (注1)	24	—	—
役員	濱田 優貴	(被所有) 直接0.56%	当社取締役	新株予約権の 行使 (注2)	23	—	—
役員	John Lagerling	(被所有) 直接0.06%	当社取締役	新株予約権の 行使 (注3)	33	—	—

(注) 1. 2013年12月27日開催の取締役会決議及び2014年8月19日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

2. 2014年12月12日開催の取締役会決議及び2015年8月21日開催の取締役会決議及び2016年6月24日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

3. 2017年6月22日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	399円61銭
1株当たり当期純損失（△）	△34円82銭

9. 重要な後発事象に関する注記

（取得による企業結合）

当社は、2019年7月30日付の取締役会において、日本製鉄株式会社より株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの発行済株式61.6%を取得することを決議し、日本製鉄株式会社と株式譲渡契約を締結いたしました。概要については、連結計算書類における「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

（子会社への増資及び資金貸付）

当社は、2019年6月20日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり子会社の増資及び資金貸付を実施し、2019年7月1日に実行いたしました。

（1）増資及び資金貸付の目的

運転資金の拡充

（2）増資及び資金貸付の内容

増資

増資額	9,700百万円
実行日	2019年7月1日

資金貸付

資金貸付額	9,200百万円
実行日	2019年7月1日
利率	0.32636%
返済期限	2020年6月30日

（3）子会社の概要

名称	株式会社メルペイ
事業内容	決済事業
資本金の額	増資後の資本金：10,850百万円
持株比率	当社 100%